

平成 30 年 7 月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧に伴い、今後、交通誘導警備員の確保が困難となり、公共工事の円滑な施工に支障を及ぼす恐れがあることから、交通誘導員対策協議会を開き、交通誘導警備員が確保できなかった場合はやむを得ず、令和 3 年 3 月末までの期間限定で「自家警備」を行えることとしました。

しかしながら、令和 3 年 4 月以降も多くの災害復旧工事が稼働している状況や新たな公共工事の発注が予定されているため、令和 3 年度も交通誘導警備員のひっ迫が懸念されることから「自家警備」を行える期間を延長することとしました。

1 交通誘導警備員の資格要件

交通誘導に当たっては、路線別に次のとおりとする。

(1) 指定路線区間内及び自動車専用道路

土木工事共通仕様書による。

(2) 上記以外

交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、受注者は、別紙 1 の交通誘導の検討フロー図により交通誘導の方法を決定する。

2 交通誘導の配置に関する共通の留意点

路線によらず、交通誘導警備業務を行う場合は、規制区域毎に同一の警備会社又は事業者（以下「警備会社等」という。）とし、規制区域毎に指揮命令系統が独立していれば複数の警備会社等による交通誘導が可能である。（別図 1）

なお、規制区域内に複数の警備会社等が混在している場合は、労働者派遣法違反となる可能性があるので注意する。

3 交通誘導警備員の確保について

交通誘導警備員の配置が必要な場合は、受注者が 5 者の警備会社へ照会することで交通誘導警備員の確保が可能かの判断を行う。なお、照会方法は任意とするが、照会の結果（照会日時、警備会社名、担当者名、確保できなかった理由）は、記録を残しておくこと。

4 工事用信号機による交通誘導について

工事用信号機の単独使用による交通誘導の可否については、本線交通量が比較的少ないこと、単路部、区間内に支道部又は乗入部からの流入がほとんどないこと、その他、これまでの実績や現地の状況を総合的に判断し工事用信号機の単独使用による交通誘導が可能なこと、のいずれかの条件を満たすことから判断することとするが、現場条件に応じて工事用信号機に併用して交通誘導警備員の配置が必要な場合もあるので、受注者は、工事を行う場所を管轄する警察署と打ち合わせをして決定するものとする。

5 事業者による自家警備について

(1) 自家警備従事者の資格要件

自家警備従事者は、交通誘導警備検定合格者（1 級及び 2 級）、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有するもの又は過去 3 年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体（（一社）広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものとする。

ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導に必要な人員は

全て同一の事業者とする。自家警備は、自己の需要に応じて行うものであることから、下請業者が主体となって施工する部分は、当該下請負業者が自家警備に従事するものとする。なお、下請業者が施工中に元請業者が交通誘導警備業務を行う場合は、労働者派遣法違反に該当する可能性があるため注意する。（別図2）

(2) 自家警備の判断の目安

自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制が確保できる等から総合的に判断することとし、例えば工事用道路への出入口、支道部・車両の乗入部からの流入が少ない場合がこれに該当する。（別図3）

(3) 自家警備の事務の流れ

自家警備が可能な場合は、受注者は、自家警備の理由書（様式1）を作成し監督職員に提出する。併せて警備業協会にも FAX 又は電子メールで理由書を提供する。（別図4）

(4) 自家警備の留意点

自家警備であっても、契約図書に基づき適正な交通誘導警備業務を行うこと。また、自家警備中に、当該事業者の過失により交通事故が発生した場合、当該事業者がその損害を賠償する可能性があることに留意する。

監督職員は、配置計画通りに配置された自家警備従事者が資格要件を満たすものであることを安全講習会の受講証によって確認する。

6 自家警備の積算方法

自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

7 自家警備に係る活用状況の把握について

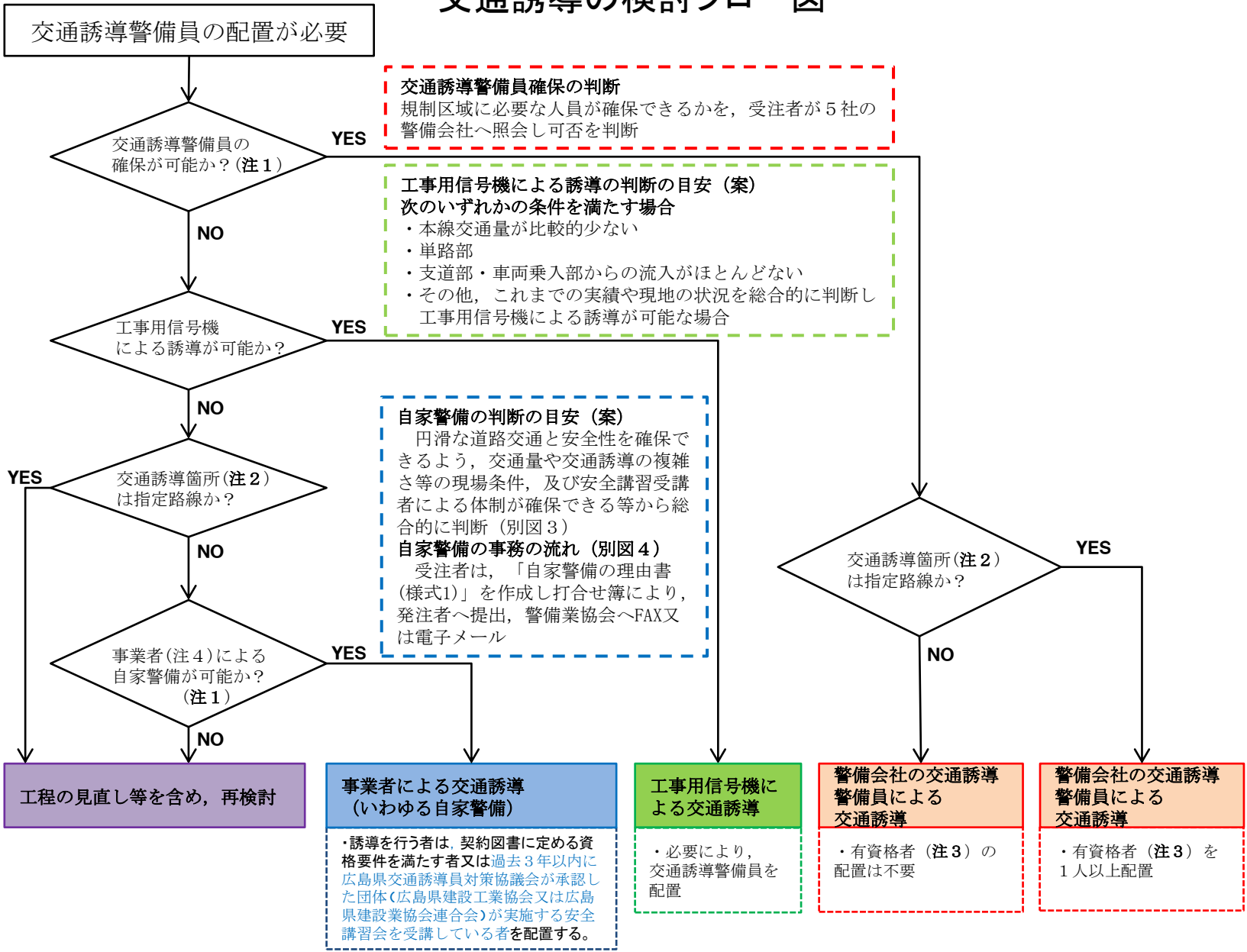
発注者は、自家警備の活用状況を定期的（9月及び3月）に把握し、各発注機関の取りまとめ部署に報告することとする。

8 適用期間

通知日から令和4年3月末まで

適用期間の延長に伴い、安全講習会受講証の有効期限を2022年3月31日まで延長する。

交通誘導の検討フロー図

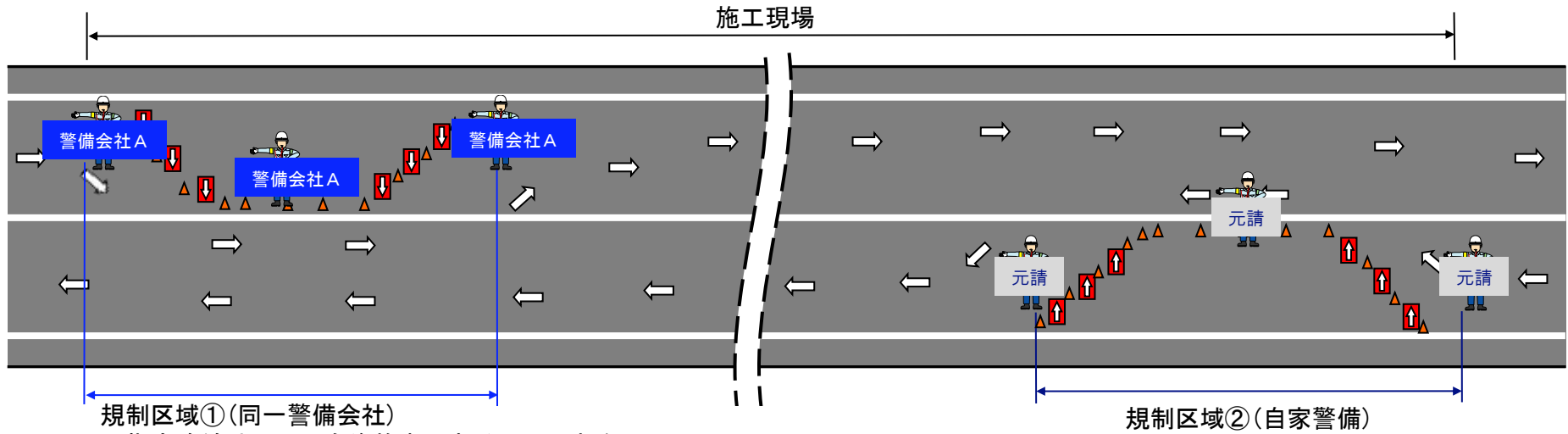


注1：同一の施工現場で複数の警備会社（自家警備含む）が交通誘導警備業務を行う場合は、規制区域ごとに分担し、指揮命令系統が独立していること。（別図1参照）
 注2：沿道からの出入りに伴う交通誘導警備業務を行う箇所も含む
 注3：有資格者とは、交通誘導警備検定合格者（一級及び二級）をいう。
 注4：事業者とは、当該工事元請業者又は下請業者が主体となって施工する場合は下請業者をいう。（別図2参照）
 ※ ドライバーに対し「注意して走行」するよう周知すること
 ※ 工事用車両の経路上で配置が必要な場合は別途検討する ※ 自家警備実施中に、当該業者等の過失により交通事故が発生した場合、当該業者等がその損害を賠償する場合があることに留意する。

同一規制区域では、同一の業者で行わなければならない。（労働者派遣法の違反となる可能性有り）

○良い例

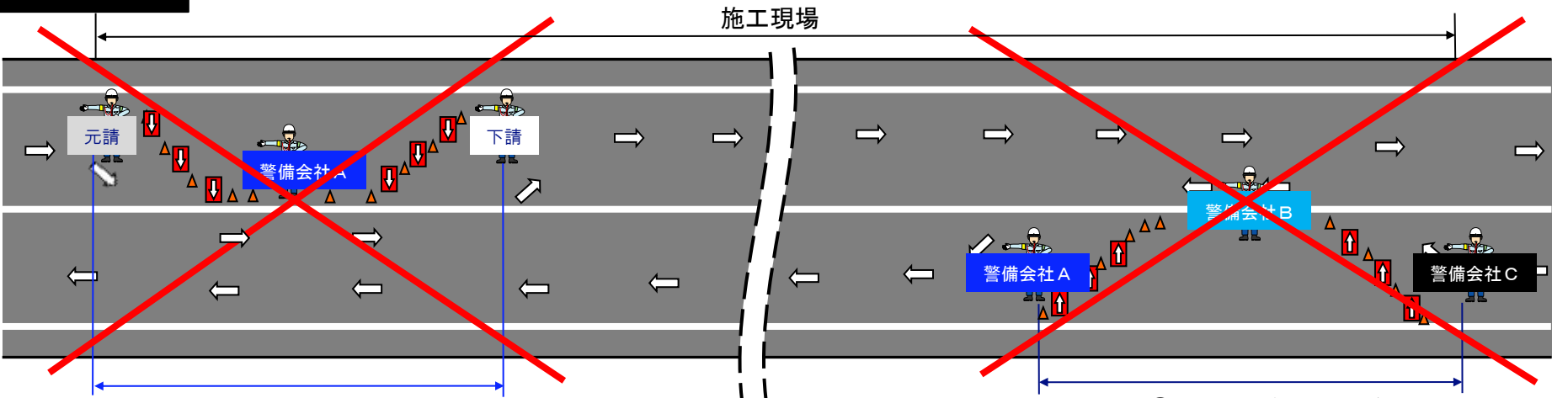
同一施工現場で複数の警備会社（自家警備も含む）が交通誘導警備業務を行う場合は、規制区域毎に分担し、指揮命令系統が独立していればよい。



規制区域① (同一警備会社)
※指定路線外では、有資格者であるかは問わない。

誘導員がひっ迫している場合は、自家警備を認める

×悪い例



規制区域① (事業者と警備会社の混在)

規制区域② (異なる警備会社が混在)

同一規制区域に事業者と警備会社が混在しており、指揮命令系統が独立していない。

同一規制区域に複数の異なる警備会社が混在しており、指揮命令系統が独立していない。

「自家警備」とは、他人の需要によって交通誘導警備業務を行うものではなく、自分の需要に応じて事業者が交通誘導警備業務を行うことである。

ケース1：一次下請業者が二次下請業者まで契約している場合

A社（元請業者）

【工事概要】

- ① 舗装版破碎工 (A=300m²)
- ② 舗装工 (【A工区】 A=100m² + 【B工区】 A=200m²)
- ③ 区画線工 (L=50m)

B社（一次下請）

【工事概要】

- ② 舗装工 (【B工区】 A=200m²)
- ③ 区画線工 (L=50m)

C社（二次下請）

【工事概要】

- ③ 区画線工 (L=50m)

《自家警備できる業者》

- ① 舗装版破碎工 → A社
- ② 舗装工【A工区】 → A社
- ② 舗装工【B工区】 → B社
- ③ 区画線工 → C社

※下請業者による自家警備は、下請契約に関係する部分に限る

ケース2：2社の一次下請業者にそれぞれ契約している場合

A社（元請業者）

【工事概要】

- ① 舗装版破碎工 (A=300m²)
- ② 舗装工 (【A工区】 A=100m² + 【B工区】 A=200m²)
- ③ 区画線工 (L=50m)

B社（一次下請）

【工事概要】

- ② 舗装工 (【B工区】 A=200m²)

C社（一次下請）

【工事概要】

- ③ 区画線工 (L=50m)

《自家警備できる業者》

- ① 舗装版破碎工 → A社
- ② 舗装工【A工区】 → A社
- ② 舗装工【B工区】 → B社
- ③ 区画線工 → C社

※下請業者による自家警備は、下請契約に関係する部分に限る

《ケース1の③区画線工施工中に、3名体制で交通誘導警備業務を行う場合》

【可】

C社の従業員3名での交通誘導

【不可】※労働者派遣法の違反となる可能性有り

A社1名+B社1名+C社1名のそれぞれの従業員計3名での交通誘導⇒×

A社の従業員3名又はB社の従業員3名での交通誘導⇒×

※本資料は、基本的な考え方をまとめた参考資料であるため、本資料で挙げたケース以外の施工体制も想定されることから、監督職員と事前に協議を行ったうえで、適切に実施すること。

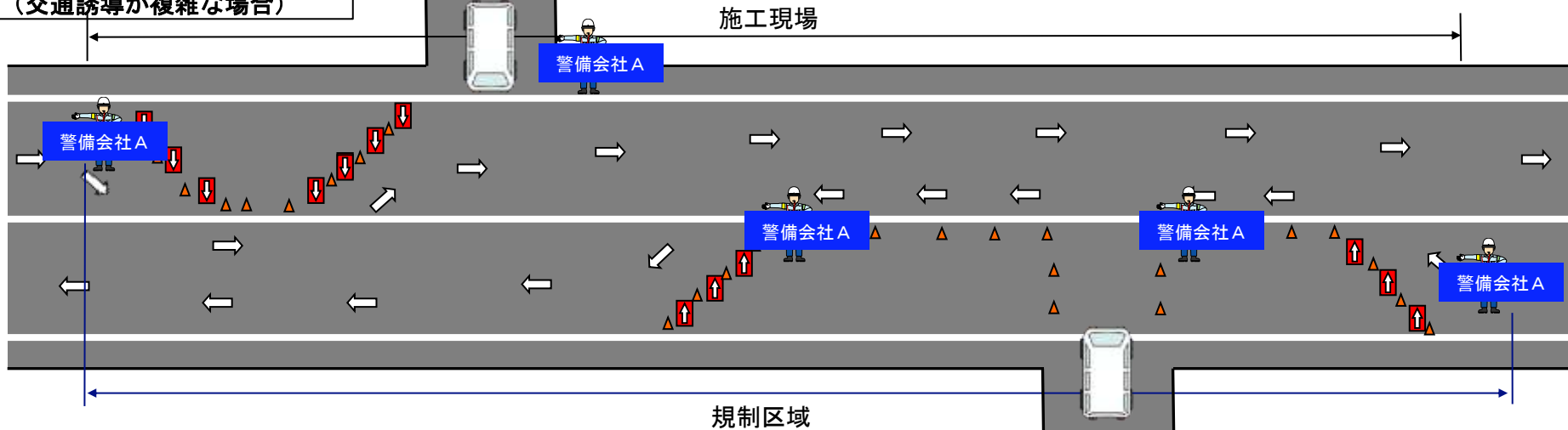
円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制が確保できる等から総合的に判断する

自家警備が困難な場合の例
(交通誘導が複雑な場合)

車両乗入部

交通誘導が複雑であるため、警備会社の交通誘導警備員による交通誘導警備業務を行う。

施工現場



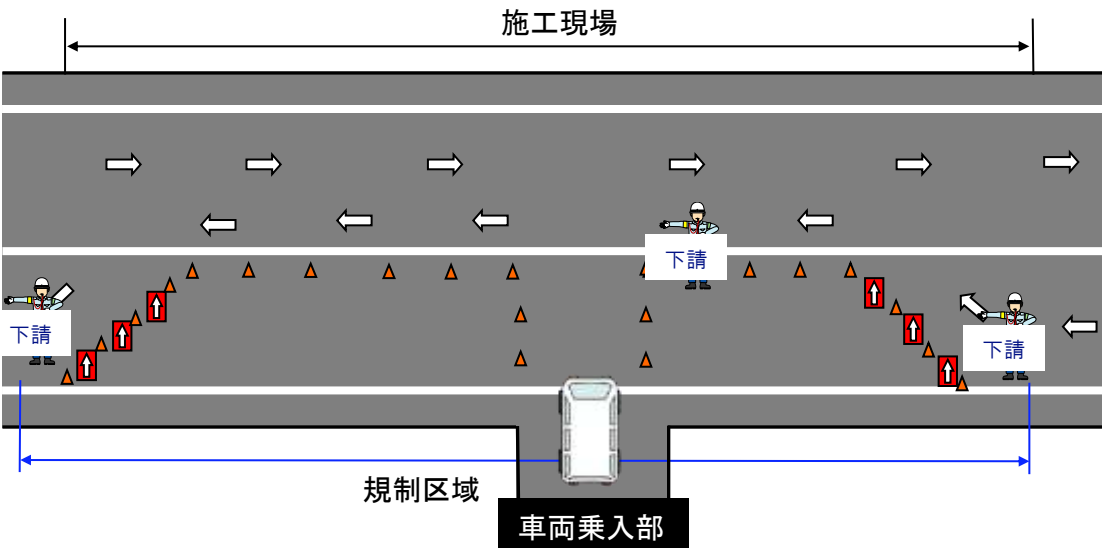
自家警備が可能な場合の例

- ・支道部・車両乗入部からの流入が少ない
- ・工事用道路等への出入口 等

施工現場

車両乗入部

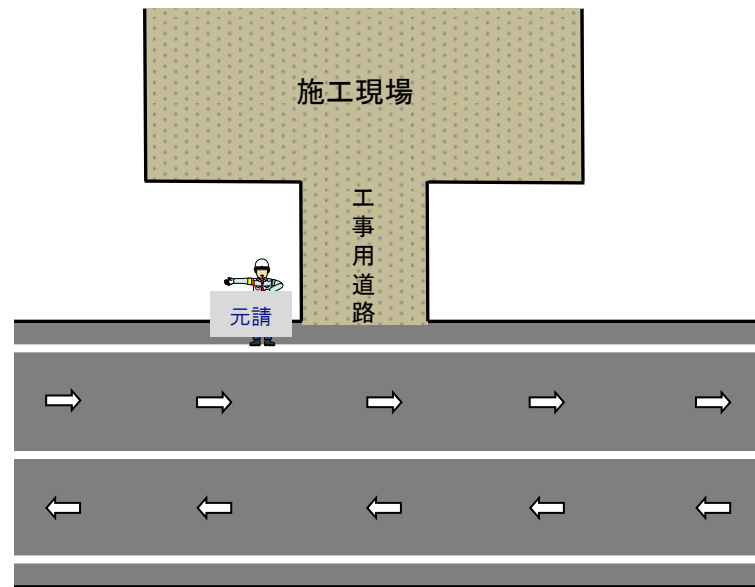
規制区域



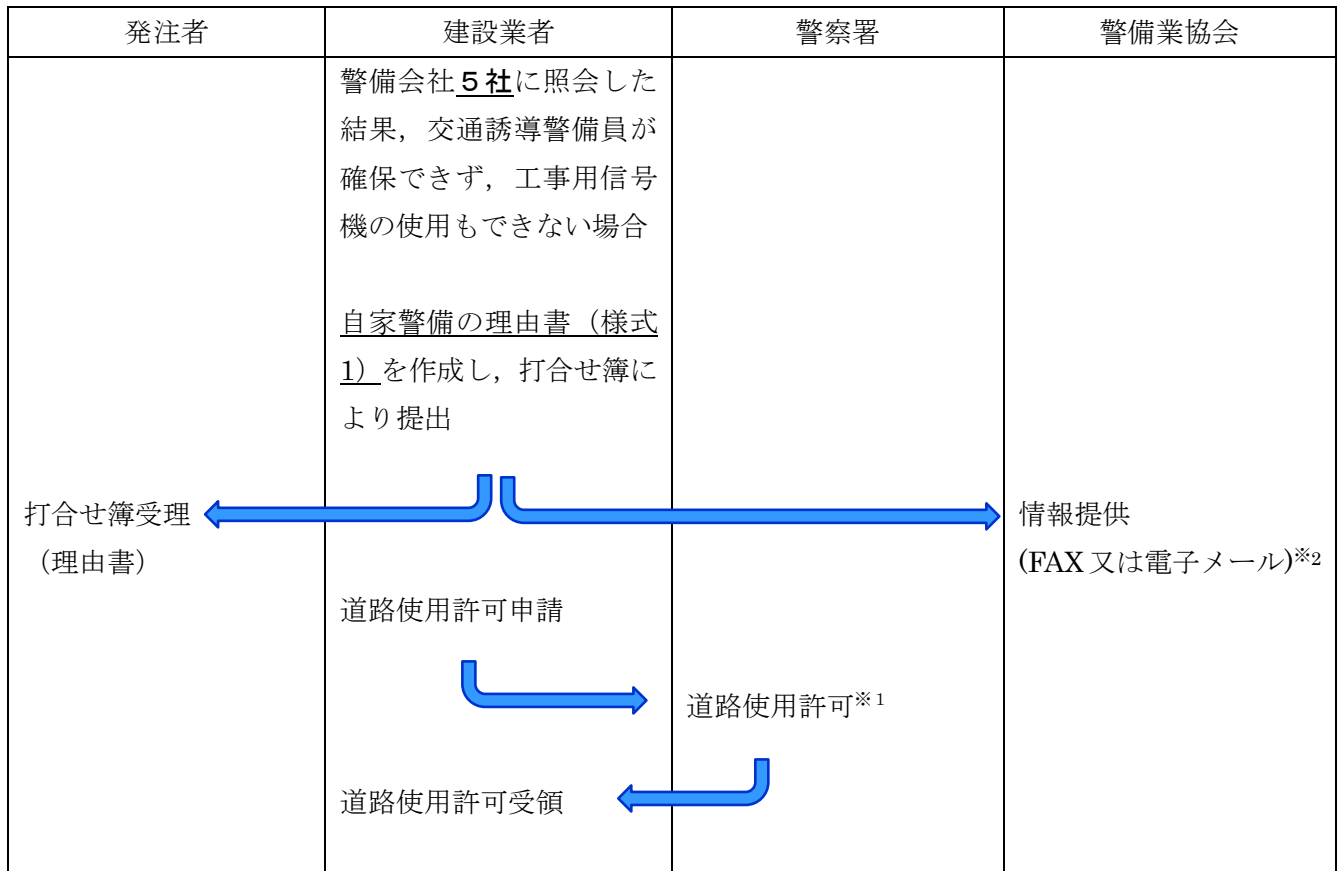
施工現場

工事用道路

元請



自家警備等に至る事務フロー例



※1 道路使用許可における交通誘導警備員は、警備会社の交通誘導警備員だけでなく自家警備も可

※2 交通誘導警備員の確保が困難な状況を踏まえ、警備業協会にも交通誘導警備員の確保に努めてもらうため、情報提供する。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、平成 30 年 7 月発生の災害に伴う公共工事の影響で、交通誘導警備員の確保及び工事用信号機の使用ができませんでした。

については、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1 発注機関：

2 工事名：

3 道路使用の目的：

4 場所又は区間：

5 期間： 年 月 日 時から 年 月 日 時まで

6 必要な人員： 名

7 交通誘導警備員の確保に関する聞取り状況

	日付	時間	警備会社名	担当者名	確保できなかった理由	提示金額※(税抜)	
						建設会社	警備会社
1	○/○	10:00	A警備(株)	○○	人員の不足	—	—
2	○/○	14:00	(株)B	○○	金額の折りがつかない	○円	○円
3	○/○	14:30	(株)C	○○	金額を提示して断られた	○円	—
4							
5							

聞取りした警備会社が 5 者未満の理由は、次のとおりです。

※1 人・日当たりの金額(諸経費込)を理由に交通誘導警備員が確保できない場合は、その金額を記入する。

8 自家警備従事者

氏名	資格または受講歴	合格証明書または受講日
○○ ○○	交通誘導警備業務検定 2 級	H29. 10. 1 広島県第○○○号
○○ ○○	建設業協会連合会主催の安全講習会	H31. 2. 28

合格証明書又は受講証の写しを添付します。

受注者

所在地

会社名

印

Q1 交通誘導の検討フローを定めた趣旨は何か。

A1 平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧に伴い、今後、交通誘導警備員の不足が懸念される場合の対策の一つとして定めたものです。なお、この対策は、公共事業に適用するものであり、平成 33 年 3 月末までの期間限定であることに留意してください。

Q2 交通誘導の検討フローは、どのように決めたものか。

A2 交通誘導員対策協議会を設置し、交通誘導警備業務を行うものの資格要件を定めました。構成員は、国土交通省中国地方整備局、広島県、広島県警察本部、広島市、広島県建設業協会連合会、一般社団法人広島県建設工業協会、一般社団法人広島県警備業協会、広島県警備業協同組合です。

Q3 自家警備という言葉は初めて聞いたが、これは何か。

A3 他人の需要によって交通誘導警備業務を行うものではなく、自己の需要に応じて当該工事受注者（下請業者が主体となって施工する部分は下請業者）の社員が交通誘導警備業務を行うことをいいます。

Q4 他人の需要と自己の需要とはどういう意味か。

A4 工事に例えると、元請 A 社から工事の一部を下請 B 社に請け負わせた場合は、B 社にとっては他人の需要に応じたこととなります。下請 B 社に請け負わせた部分の工事を一部元請 A 社が施工する場合も、A 社にとっては他人の需要に応じたこととなります。A 社が自社施工する場合又は下請 B 社に付された部分の工事を下請 B 社が施工する場合は、自己の需要に応じたこととなります。他人の需要と自己の需要の判断は、会社単位とします。

Q5 受注者の社員は、交通誘導警備業務を行うことが出来るということか。

A5 原則として、交通誘導警備業務にあたっては土木工事共通仕様書に記載してある資格要件を満たすものを配置することとするが、交通誘導警備員が不足するなどやむを得ない場合においては、自家警備による交通誘導警備業務を可能とするものであり、自家警備を奨励する趣旨でないことに十分留意してください。

（土木工事共通仕様書 抜粋）

受注者は、交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

なお、公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1 名以上の交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を配置すること。

Q6 交通誘導警備員を確保するため、5 社の警備会社に照会することとしているが、なぜ 5 社なのか。

A6 交通誘導警備員がひっ迫している状況の妥当性を確認するためです。

Q7 交通誘導警備員の確保について、5社の警備会社に照会した場合、すぐに理由書を作成しなければならないのか。

A7 5社の警備会社に照会した結果、交通誘導警備員が確保できなければ、次に工事用信号機の使用について検討を行うので、すぐに理由書を作成する必要はありません。

Q8 警備会社へ照会した結果は、いつまで有効か。

A8 工事の施工時期によっては、交通誘導警備員が確保できる可能性があるのですが、工事を受注するごとに必ず照会し、記録を残してください。

Q9 交通誘導の検討フローで工事用信号機による誘導の判断の目安が記載されているが、これを満たせば道路上での工事用信号機の使用が認められるという解釈でよいか。

A9 判断の目安は参考ですので、これを満たせば直ちに道路使用許可が受けられるわけではありません。道路使用にあたっては、工事を行う場所を管轄する警察署長の許可が必要ですので、個別に申請手続きを行ってください。

Q10 指定路線であれば自家警備は出来ないのか。

A10 出来ません。交通誘導に関するフロー図を参考にしてください。

Q11 自家警備の判断の目安とは、どういう解釈をすればよいのか。

A11 自家警備の場合、交通量が多い場所や複雑な連携を要する場所は、円滑な道路交通と安全性が確保できない恐れがありますので、例えば安全講習会を受講したものであっても自家警備はしないでください。

Q12 自家警備の理由書の聞取りした警備会社が5社未満とは、どのような場合か。

A12 中山間地域など現場で対応できる警備会社が少ない場合です。交通誘導警備員がひっ迫している状況の妥当性を確認するために5社としておりますので、規定数の聞取りを行ってください。

Q13 自家警備の理由書の提示金額（1人・日あたりの金額(諸経費込)）の記載について、どのようなことに気を付ければよいか。

A13 建設会社と警備会社の取引価格を記載してください。
なお、公共工事設計労務単価に記載の労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、警備会社に必要な諸経費等は、含まれておりません。予定価格の算出においては、警備会社に必要な諸経費を含めて積算していますので、留意してください。提示金額は、建設会社と警備会社の国民の取引に関する事なので、発注者が提示金額について意見をすることはありません。

Q14 工期初めに警備会社5社に照会し、自家警備をすることとなったが、工期末まで自家警備は可能か。

A14 交通誘導警備員のひっ迫状況について情報収集し、工期途中で交通誘導警備員が確保できれば適切に配置してください。

Q15 安全講習会に関して、問い合わせ先はどこになるか。

A15 一般社団法人広島県建設工業協会（Tel:082-511-1430）、広島県建設業協会連合会（Tel:082-223-4230）に問い合わせてください。

安全講習会の詳細について、次のHPも参考にしてください。

<http://hirokenkyo.or.jp/>

Q16 安全講習会の受講は、建設業関連団体の会員でないと受講できないか。講習会の概要を教えてください。

A16 建設業関連団体の会員以外でも受講は可能です。講習会は、6時間程度の座学と実技を想定しています。詳細は、上記建設業関連団体に問い合わせてください。

Q17 自家警備を行う場合は、交通誘導が必要な時だけ配置すればよいのか。

A17 道路使用許可を受けた人員配置で交通誘導を行ってください。自家警備従事者は、運転手から認識できるよう反射ベストや腕章等を装着し、契約図書に基づいて適切な交通誘導を行ってください。

Q18 安全講習会の受講証は、会社に保管しておけばよいのか。

A18 工事現場において、自家警備従事者と安全講習会の受講したものが同一人物であるか受講証によって確認を行う場合があるので、工事現場に備えてください。

Q19 自家警備を行う場合は、A社が施工中の場合は、A社が交通誘導を行い、B社が施工する場合には、B社が交通誘導警備業務を行うというのは現実難しいので、全てA社に交通誘導を行ってもらいたいが問題があるか。

A19 B社施工中にA社が交通誘導警備業務を行う場合は、労働者派遣法違反に該当する可能性があります。どの社が交通誘導を行っているのか、識別できるよう反射ベストや腕章、ヘルメット等を工夫してください。

Q20 安全管理を行う元請A社の自己の需要と考えると、常に元請A社の社員が交通誘導警備業務に従事してもよいのか。

A20 別図2にあるとおり、現場で下請B社が施工するときは、下請B社の社員が交通誘導警備業務を行ってください。例え元請A社が安全管理を行っていても、下請B社の施工中に元請A社の社員が交通誘導警備業務に従事することは出来ません。

Q21 自家警備を行った場合は、交通誘導警備員Bの単価から普通作業員の労務単価へ変更してもらえるのか。

A21 業務内容は、交通誘導警備業務なので労務単価の設計変更は行いません。

Q22 国土交通省の通知「交通誘導員の円滑な確保について」によれば、自家警備は可能なはずではないのか。

A22 国土交通省の「交通誘導員の円滑な確保について（補足）」により、「交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することが出来ない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われたい。」とあり、自家警備は可能であるとの記載の趣旨については、「協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。」と示されています。

国土交通省の通知は、自家警備を奨励するものではないこと、また、広島県は、交通誘導にあたっては警備会社の交通誘導警備員を配置することとしており、自家警備の配置要件等について定めておりませんでした。平成30年7月の豪雨災害の復旧に伴い交通誘導警備員の不足が懸念されることから、本通知及び補足の趣旨を踏まえ、交通誘導員対策協議会を設置し、交通誘導警備員の確保が困難となった場合は、やむをえず自家警備を行えることとし、配置要件等を定めました。